

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

すべての障害者が、自らの特性に合わせて、自らの選択により、より良い生活を求める努力ができ、障害のある人もない人も共に活動することで相互の理解を深め、より支援が必要な方に手が差し伸べられる共生社会を構築する。

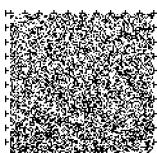
本市の障害福祉が目指すべき方向性は、障害者が、その障害に起因して抱えるすべての生きづらさの解消と、多様性を理解し尊重することができる共生社会の実現です。そのためには、障害者が自らの特性に合わせて、自らの選択により、よりよい生活を求める努力ができる環境をつくるとともに、すべての人が障害の特性や障害者が努力している姿を理解することが必要です。

また、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害者が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁や差別を無くすため、様々な施策を連携して取り組んでいくことが求められています。

本市においては、平成8年度に策定した「障害者福祉推進計画」により、計画的に障害者施策の推進に取組み、平成18年度からは「障害者計画」「障害福祉計画」として、地域での生活の継続が可能となるよう、障害者への支援の充実に努め、着実に障害福祉サービス等が進展してきました。

しかし、共生社会の実現にあたり、障害者一人ひとりに寄り添う相談体制の整備、重度若しくは特別な配慮を必要とする障害のある方へのサービス提供体制の整備、社会全体の障害者への理解の不足の解消が、喫緊の課題として顕在化しており、この課題に中長期的な視点で対応するため、平成29年4月に「千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針」を策定しました。

第4次となる本計画においては、この中長期指針で示された方向性を踏まえ、その第一段階の実施計画として、すべての障害者が、自らの特性に合わせて、自らの選択により、より良い生活を求める努力ができ、障害のある人もない人も共に活動することで相互の理解を深め、より支援が必要な方に手が差し伸べられる共生社会の構築を目指します。



## 2 計画の視点

基本理念を実現するための施策展開に当たって、次の3つの視点を計画の視点とします。

### ①中長期指針を踏まえた将来を見据えた施策展開と利用者本位の支援

平成29年4月に策定した「千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針」において示された方向性を踏まえ、同指針の第一段階の実施計画として、より支援が必要な障害者への施策に重点的に取り組むとともに、相談支援、地域生活支援、保健・医療、教育、生活環境など幅広い分野を対象に、本市の障害者施策の推進の方向及び具体的方策を示す必要があります。

なお、市の各分野における施策の企画・立案、実施等の各段階において、共生社会の実現を図るという観点から、各部門がそれぞれの事業について、障害者の高齢化・重度化への対応等、将来を見据えた障害者視点に立った取組みが必要です。

さらに、障害種別等によって異なる個々のニーズを的確に把握し、障害者のライフステージの全段階を通じた切れ目のない総合的な支援を行う必要があります。

### ②誰もが安心して生活し、社会へ参加していくためのバリアフリー化の推進

障害者にやさしい社会は、障害者だけでなく、すべての市民にとってやさしい社会となります。障害者の社会参加が進むにつれて、私たちの社会にあるバリアが見つかり、これらの地域における障害者の自立や社会参加に係るバリアを一つひとつ無くすることで、すべての市民が自分らしく生活できる共生社会が実現できます。

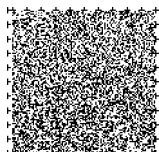
そこで、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、障害の有無に関わらず、誰もが安心して生活できるよう、障害についての理解等の促進や施設・設備の整備といったソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を進める必要があります。

### ③障害者団体との協働及び市民参加

障害者の自立及び社会参加の支援に当たり、障害者団体等の活動は重要な役割を果たしており、障害者本人や家族への相談支援はもとより、障害及び障害者の理解促進、専門的な人材養成など、幅広い活動を担っています。

また、障害者の視点に立って施策展開するためには、当事者が各種障害者施策へ参加、参画することが重要であり、あらゆる機会を捉えて、障害者及び家族等のニーズや意見を、各種施策に反映させていくことが必要です。

さらに、障害者本人の各種障害者施策への積極的な参加・参画はもとより、市、関係団体、専門機関、地域住民、事業者、ボランティア団体など地域に暮らす誰もが福祉の受け手であるとともに担い手であることを自覚し、地域の中でそれが役割を担って連携し、協働していくことが必要です。



### 3 計画の構成

#### 総論

##### 基本理念

すべての障害者が、自らの特性に合わせて、自らの選択により、より良い生活を求める努力ができ、障害のある人もない人も共に活動することで相互の理解を深め、より支援が必要な方に手が差し伸べられる共生生活を構築する。

##### 計画の視点

中長期指針を踏まえた将来を見据えた施策展開と利用者本位の支援

誰もが安心して生活し、社会へ参加していくためのバリアフリー化の推進

障害者団体との協働及び市民参加

#### 各論

重点課題 I 親亡き後を見据えた支援 II 発達障害者への支援 III 重度の障害のある方たちへの支援

計画の体系(6つの基本目標)

- 1 理解促進・社会参加の推進 ~東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機とした交流の促進~
- 2 相談支援の充実 ~障害者等の自己決定を尊重した相談支援体制の構築~
- 3 地域生活支援の充実~ 地域や施設で暮らすための支援の充実~
- 4 保健・医療の充実 ~保健や医療分野との効果的な連携~
- 5 障害児に対する支援の充実 ~子どもの成長に合わせた切れ目のない支援体制の充実~
- 6 生活環境の整備 ~障壁がなく誰もが安全・安心に過ごせる都市基盤の整備~

#### 障害福祉サービス提供の見込量等(第 5 期障害福祉計画)

#### 障害児通所支援等の見込量等(第 1 期障害児福祉計画)

計画の推進

関係機関・地域等との連携

進行管理と評価

計画の弾力的運用

